

(仮称)小樽市障がいのある人の情報取得・コミュニケーション促進条例
(原案の概要)

小樽市福祉部障害福祉課

1 条例制定の趣旨

私たちが日常生活を営む上で、障がいの有無にかかわらず、等しく情報を取得し、互いにコミュニケーションを図ることは欠かすことのできないものです。

しかしながら、障がいのある人の多くは、生活に必要な情報の取得や周りの人とのコミュニケーションが困難な場面があり、日常生活に不安を抱えながら生活をしています。

平成26年1月に国が批准した「障害者の権利に関する条約」は、コミュニケーション手段には、音声言語、手話、文字表記、点字、拡大文字、平易な言葉など多様なものと規定し、同条約を基に改定された障害者基本法において、コミュニケーション手段の選択と利用の機会の確保が求められています。

さらに、平成28年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」において、障がいを理由とする差別の取扱いの禁止や、障がいのある人への情報伝達やコミュニケーション手段についての合理的配慮が社会の中で求められています。

小樽市においても、これらの法の趣旨を踏まえ、障がいのある人が、障がいの特性に応じた手段を用いて容易に情報を取得し、コミュニケーションを図ることができる環境を整備することは不可欠であります。

障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段により情報を取得し、その手段を利用できる機会を確保するとともに、障がいのある人への市民の理解を促進することにより、障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して安全に暮らすことのできる地域づくりを目指し、このたび、新たな条例の制定を予定しています。

2 条例の主な内容

前文(条例制定の趣旨)、「条例の目的」、「基本理念」、「市の責務」、「市民の役割」、「事業者の役割」、「施策の推進」などを条例に盛り込む項目とします。

(1) 条例の目的

この条例は、障がいのある人が障がいの特性に応じた手段により情報を取得し、及びコミュニケーションをしやすい環境の整備に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市が推進

する施策の基本方針を定めることにより、誰もが安心して安全に暮らすことのできる地域づくりの実現を目的とします。

(2) 条例の基本理念

障がいの特性に応じた手段により情報を取得したり、コミュニケーションをしやすい環境の整備は、次の事項を基本理念として推進するものとします。

- ① 障がいのある人が情報を取得し、及びコミュニケーションを行う権利は最大限に尊重されること。
- ② コミュニケーション手段の選択と利用の機会の確保は、障がいのある人となない人が互いに人格と個性を尊重することを基本として行われること。

(3) 市の責務

市は、基本理念に基づき、次の施策を推進するものとします。

- ① コミュニケーション手段の普及と利用の促進に関する施策
- ② 障がいの特性に応じた情報の取得及びコミュニケーション手段の利用がしやすい環境の整備に関する施策
- ③ 市民や事業者が適切な合理的配慮を行うことができるような支援に関する施策

(4) 市民及び事業者の役割

① 市民の役割

市民は、基本理念に対する理解を深め、市の施策に協力するよう努めるものとします。

② 事業者の役割

事業者は、基本理念に対する理解を深め、市の施策に協力するよう努めるとともに、事業を行うに当たり、障がいのある人が障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用できるようにするための合理的配慮に努めるものとします。

(5) 施策の推進

市は、次に掲げる施策を推進するに当たり、推進方針を策定するものとします。また、施策の推進に当たっては、障がいのある人、コミュニケーション支援者その他関係者の意見を尊重するものとします。

- ① コミュニケーション手段の理解及び普及に関する施策
- ② コミュニケーション手段を利用しやすい環境づくりに関する施策
- ③ コミュニケーション支援者の確保及び養成に関する施策

- ④ 事業者等に対する合理的配慮の実施についての啓発に関する施策
- ⑤ その他市長が必要と認める施策

3 施行期日

平成30年4月1日（予定）

参 考

1 「障がいの特性に応じたコミュニケーション手段」 の例

障がいのある人が使用するコミュニケーション手段にはたくさんの種類があります。

以下は、その一部です。

手 話	手や指の動きなどの視覚情報によりコミュニケーションを行うもの
要約筆記	支援者がパソコンやノートに筆記する等の方法で音声情報を要約し、文字等で情報を伝えるもの
点 字	平面から盛り上がった6つの点により文字を表現するもの
音 訳	書籍などの視覚情報を音声で録音し、情報を伝えるもの

2 事業者の合理的配慮の例

障がいのある人から、障がいを理由に「～をしてほしい。」と意志を伝えられたときに、負担が重過ぎない範囲で対応をするよう努めるものです。

なお、事業者の合理的配慮は、すでに「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」により努力義務とされています。この条例で、新たに義務を課すものではありません。

以下は、その一部です。

- ・聴覚に障がいのある人の求めに応じて筆談で対応する。
- ・視覚に障がいのある人の求めに応じて書類などを読上げる。
- ・知的に障がいのある人などの求めに応じて書類にふりがなをふる。など

(仮称) 小樽市障がいのある人の情報取得・コミュニケーション促進条例
(条例原案の概要)

条例の目的

- 1 障がいのある人が障がいの特性に応じた手段で情報を取得し、コミュニケーションをしやすい環境の整備に関する基本理念を定める。
- 2 市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにする。
- 3 市が推進する施策の基本的な方針を定める。



誰もが安心して安全に暮らすことのできる地域づくりの実現を目指す。

基本理念

- 1 障がいのある人が情報を取得し、及びコミュニケーションを円滑に行う権利は最大限に尊重される。
- 2 コミュニケーション手段の選択と利用機会の確保は、障がいのある人とない人が個性と人格を互いに尊重することを基本として行われる。



市の責務・市民や事業者の役割

市の責務

- 1 コミュニケーション手段の普及と利用の促進に関する施策を推進
- 2 障がいの特性に応じた情報の取得及びコミュニケーション手段の利用がしやすい環境整備に関する施策を推進
- 3 市民や事業者が適切な合理的配慮を行うことが出来るような支援に関する施策を推進

市民の役割

- 1 市が推進する施策に協力するよう努める

事業者の役割

- 1 市が推進する施策に協力するよう努める
- 2 障がいのある人が障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用できるような合理的配慮を行うよう努める

市が推進する主な施策 (推進に当たっては障がいのある人、支援者などの意見を聴き、その意見を尊重する)

1 コミュニケーション手段の理解及び普及に関する施策

2 コミュニケーション手段を利用しやすい環境づくりに関する施策

3 コミュニケーション支援者の確保、養成に関する施策

4 事業者等への合理的配慮の実施についての啓発に関する施策